



# 宮崎県公報

平成24年4月12日(木曜日) 第2378号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

目次	頁
告示	
○救急診療所の認定……………(医療業務課) 1	
○救急病院の辞退……………( " ) 1	
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○林業種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 1	
○道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 1	
公告	
○地図及び簿冊の認証(2件)……………(農村計画課) 2	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 3	
企業局企業管理規程	
○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3	
県議会公告	
○公文書開示等の状況…………… 6	

## 告示

### 宮崎県告示第300号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名称	所在地
国民健康保険諸塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 宮崎県告示第301号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等を辞退した。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 名称及び所在地

名称	所在地
諸塚村国民健康保険病院	東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地

### 宮崎県告示第302号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字奈留字西之字戸3696-

- (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字西之字戸3696-1(次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第303号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1287	堀泰 東臼杵郡諸塚村大字家代3966番地1	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	堀泰 東臼杵郡諸塚村大字家代3966番地1

### 宮崎県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月12日から平成24年4月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字宮 ノ前1615番 2地先から 同郡同町同 大字同字17 32番40地先 まで	旧	22.2～ 40.0	62.2
				新	20.2～ 40.0	62.2

**宮崎県告示第 305号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月12日から平成24年4月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字笠戸 2529番 8 地 先から同郡 同町同大字 同字2503番 5地先まで	旧	15.6～ 59.0	181.5
				新	14.2～ 59.0	181.5

**宮崎県告示第 306号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月12日から平成24年4月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市細野 字城山3030 番 1 地先か ら同市細野 字榎原1539	旧	7.8 ～ 16.1	902.1
				新	10.3～ 27.4	902.6

番 3 地先ま  
で

**宮崎県告示第 307号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月12日から平成24年4月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
405	県道	西麓小 林線	小林市細野 字田付1801 番 3 地先か ら同市細野 字小堀1498 番32地先ま で	旧	9.8 ～ 17.8	716.2
				新	12.4～ 24.8	707.0

**公 告**

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
東臼杵郡椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間  
平成21年4月1日から平成23年3月22日
- 3 地籍調査を行った地域  
東臼杵郡椎葉村大字下福良の一部
- 4 認証年月日  
平成24年4月4日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
北諸県郡三股町
- 2 地籍調査を行った期間

平成22年4月1日から平成24年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 3 地籍調査を行った地域  
北諸県郡三股町大字長田の一部
- 4 認証年月日  
平成24年4月4日

- 1 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画下水道  
延岡公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県延岡土木事務所  
延岡市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月12日

## 企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成24年4月12日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

### 宮崎県企業局企業管理規程第 5 号

#### 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

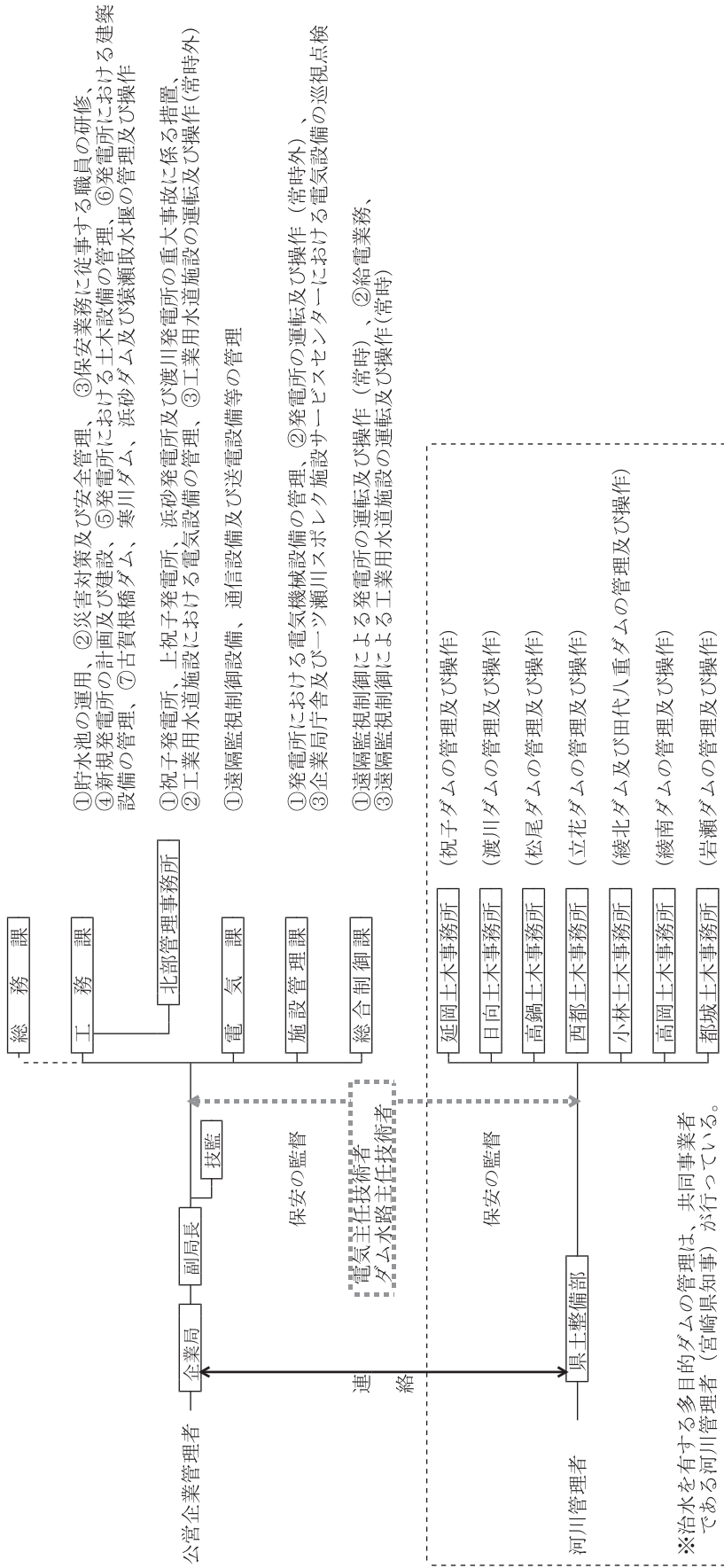
改正前	改正後
目次 第 1 章～第 6 章 [略]  附則	目次 第 1 章～第 6 章 [略] <u>第 7 章 法定事業者検査（第20条・第21条）</u> 附則 <u>第 7 章 法定事業者検査</u> <u>（法定事業者検査に係る実施体制）</u> <u>第20条 法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。</u> <u>2 前項の法定事業者検査においては、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。</u> <u>（法定事業者検査の結果の記録）</u> <u>第21条 法定事業者検査に関する記録は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。</u> <u>（1）検査年月日</u> <u>（2）検査の対象</u> <u>（3）検査の方法</u> <u>（4）検査の結果</u> <u>（5）検査を実施した者の氏名</u> <u>（6）検査の結果に基づいて補修等を講じたときは、その内容</u> <u>（7）検査の実施に係る組織</u> <u>（8）検査の実施に係る工程管理</u> <u>（9）検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>（10）検査記録の管理に関する事項</u> <u>（11）検査に係る教育訓練に関する事項</u> <u>2 法定事業者検査の結果の記録は、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については、発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間、それ以外のものは 5 年間保存するものとし、同項第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該法定事業者検査を行った後最初の経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行った審査及び評定の結果の通知を受けるまでの期間保存す</u>

るものとする。

別表第 1 を次のように改める。

保安に関する組織及び業務分掌

別表第 1 (第 4 条関係)



※治水を有する多目的ダムの管理は、共同事業者である河川管理者(宮崎県知事)が行っている。

(注) 1 「管理」とは、設備の巡視、点検及び検査並びに工事の計画、設計、施工及び監督をいう。  
 2 「常時」とは、総合制御課の監視制御下にあるとき、「常時外」とは、「常時」以外の状況をいう。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**県議会公告**

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成23年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成24年4月12日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
7	6	5	0	0	0	0	11

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法人その他の団体	合 計
県 内	4	3	7
県 外	0	0	0
小 計	4	3	7

3 不服申立ての件数

0 件